
プロジェクト リスク軽減会計**項目 第 263 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 263 回金融商品専門委員会（2026 年 10 月 14 日開催）において、IASB 公開草案「リスク軽減会計 － IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「本公開草案」という。）に対するコメント・レターの文案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見**（全般的な事項）**

2. コメント・レターの文案に関する事務局の提案に賛同する。
3. 本公開草案について、コア預金の概念や IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では対応しきれないマクロ・ヘッジに対応するという点での開発の方向性を支持する。一方で、実務上の適用には課題があると考ええる。

（単一のモデルで二重の目的を達成することの限界）

4. リスク軽減会計の目的は、企業のリスク管理活動を会計上の制約に合わせて変更させることではなく、企業が実際に行っているリスク管理活動を財務諸表に忠実に表現することであると考ええる。このため、会計処理がリスク管理実務を方向づけるのではなく、リスク管理実務を忠実に表現することが重要である旨をコメント・レターに含めることを検討いただきたい。

（金利改定期間帯ごとの集約）

5. 金融機関のリスク管理実務では、必ずしも金利改定期間帯ごとにリスクを管理しているわけではなく、金利感応度や経済価値の変動等を基礎とした指標によって管理される場合がある。このため、金利改定期間帯ごとの集約を要求する必要性及び企業のリスク管理活動の実態を反映できる代替的なアプローチを検討するように提案する旨を、コメント・レター別紙第 27 項の後ろに記載することが考えられる。

（金利改定期間帯とリスク軽減目的の上限制約）

6. リスク管理上の意思決定は正味エクスポージャーに基づいて行われるものの、個々のヘッジ取引は総額ベースで行われる場合がある。例えば、固定金利金融資産とコア預金（負債）が概ね見合っており、当初の正味金利改定リスク・エクスポージャーが僅少であっても、金利の急上昇に伴う預金金利の引き上げによって純金利収益（NII）が悪化する場合には、リスク管理の観点から当該上限を超えるヘッジが必要となる可能性がある。また住宅ローン（資産）と定期預金（負債）のように金利変動に伴う期限前返済の特性が異なる資産と負債については、総額ベースでヘッジを行う方が適切な場合もある。このため、金利改定期間帯ごとの正味金利改定リスク・エクスポージャーを上限とする制約について、合理的な理由がある場合には柔軟な取扱いを認めることを検討する旨をコメントするが考えられる。

（グループ内取引）

7. 銀行のリスク管理活動においてグループ内取引は不可欠であると考えられるため、グループ内取引がグループ外の者との取引によって外部化されている場合には、当該グループ内取引についてもリスク軽減会計の適用が認められることを明確化するように IASB に提案することが考えられる。

（リスク軽減調整額の表示）

8. 資料(9)の第 61 項について、本公開草案ではリスク軽減調整額を総額又は純額のいずれで表示するかが明確でないという指摘には同意する。ただし、リスク軽減調整額を資産又は負債として認識すること自体が概念フレームワークからの離脱に該当することや、総額表示とした場合に内部取引に関連する部分が連結上適切に相殺消去できない可能性があることを踏まえると、総額表示を支持するような立場を明示することに疑問がある。

（経過措置に関する事項）

9. 経過措置に関して、ベンチマーク・デリバティブと指定デリバティブの当初の価値が異なることによって、その後の実現損益に歪みが生じ得るという点は理解できる。ただし、同様の問題はヘッジ指定が遅れた場合にも生じ得るほか、IFRS 第 9 号のヘッジ会計においても類似の問題があると認識している。このため、コメント・レターにおいてどの程度強く主張するかについては検討が必要であるものの、経過措置に限定してコメントすることは考えられる。

（保険契約を発行する企業に関する質問）

10. 本公開草案の提案は、保険会社のリスク管理活動の経済的影響を財務諸表に表現する上で十分ではないと考えている。

以 上